令 和 ８ 年 度 第 ２ 回 羽 幌 警 察 署 協 議 会 議 事 概 要

１　開催日時

令和８年９月30日（水）午後２時00分から午後３時20分までの間

２　開催場所

羽幌警察署　２階大会議室

３　出席者

⑴　協議会委員　６人（定員７人）

会　長	佐藤　和史
委　員	上田　雄二、入江　雄治、大窪　敦子、竹橋　広顕、佐藤　映里香

⑵　警察署員　６人

署長	大川　善照
副署長	和島　史武
刑事・生活安全課長	齊藤　圭介
地域・交通課長	藤田　雅徳
協議会事務局	警務課警務係２名

４　会長挨拶

５　警察署長挨拶

６　業務説明

７　諮問事項

⑴　諮問事項の説明

ア　生活道路における法定速度引き下げ

（ｱ）　諮問事項の説明

「法定速度が30km/hとなる一般道路」「法定速度が60km/hとなる一般道路」「最高速度が指定されている道路」「積雪等で中央線が視認できない場合」について説明した。

（ｲ）　前回（６月26日開催）の質問に対する回答

（質問）センターラインが雪で覆われて隠れた場合の法定速度はどうなるのか。

（回答）標識で最高速度が指定されていない一般道路で、中央線が積雪等によって完全に視認できない場合、法令解釈では当該区間の法定速度は30km/hとなるものと考えられます。

イ　特殊詐欺被害防止に向けた取組

北海道の特殊詐欺事件の発生状況を説明した後、羽幌警察署員が制作した「特殊詐欺被害に向けた動画」を上映した。

⑵　委員からの質問・意見

ア　生活道路における法定速度引き下げ

（委員）　吹雪でセンターラインが見えない場合は、30km/hになるとわかりましたが、雪が降るまでどのように周知するのか。

（警察）　広報紙や各種啓発活動、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて周知してまいります。

（委員）　農道などで速度の速い車両があり危険と感じることがあるが、住民による陳情で生活道路と認定されることはあるのか。

（警察）　農道、臨海道路、林道についても、中央線等の設置がなく、標識で最

高速度が指定されていない場合、法定速度30km/hとなるものと考えられます。

イ　特殊詐欺被害防止に向けた取組（啓発動画）

（委員）　非常に良い出来で、シリーズ化したり、YouTubuなどで流しても良いのではないか。

（委員）　寸劇だと人数が必要と聞いたが、動画であれば一人で啓発活動ができるので、非常に良いと思う。

大変わかりやすく、ありがたい。是非、啓発活動に役立てていただきたい。

８　委員からの自転車ルールの周知に向けた提言

（提言）　４月から自転車の交通違反にも切符が適用されているが、運転免許を持っていない方やテレビを見ない方などには、交通ルールや違反が浸透していないと思う。

各町村の交通安全の団体などと協力し、それぞれの町の実情にあった啓発活動をして交通ルールを知っていただき、事故をなくしていただければと思う。

（警察）　現在までの取組としては、高校生や外国人実習生を対象とした自転車ルールに関する交通安全教室を実施しており、管内高校ではヘルメット着用の校則化、７月からは羽幌地区安全運転管理者事業主会による、３町村の居住者を対象としたヘルメット購入の助成制度が進められております。

北海道は、あと２か月で自転車に乗れなくなり、次に自転車に乗るのは、雪解けの春となります。

来春に向け、冬期間に各自治体や団体と連携した広報活動などの各種施策を行っていくことを検討してまいります。

９　次回開催期日及び諮問事項

次回開催期日は、令和８年12月上旬を予定

諮問事項は、今後協議して決定